

伊勢市ふくし総合支援会議設置要領

(設置)

第1条 複雑化・複合化した課題を抱える人に対する適切な支援を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の6第1項の規定に基づき、伊勢市ふくし総合支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

2 支援会議は、孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第15条第1項の規定に基づく孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るための協議会を兼ねる。

(会議の実施)

第2条 支援会議の担当事務及び運営は、次に定めるところによるものとする。

(1) 支援会議の担当事務は、次のとおりとする。

ア 複雑化・複合化した課題を抱える人に対する支援を図るために必要な情報の交換。

イ 複雑化・複合化した課題を抱える人が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討。

ウ 孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るために必要な情報の交換。

エ 孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るために必要な支援の内容に関する協議。

オ その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項。

(2) 支援会議の運営は、健康福祉部福祉総合支援センター長が主宰する。

(構成員)

第3条 支援会議の出席者は、その取り扱う事案に応じ、主宰者が必要と認める者を選定し、招集するものとする。

(調整機関)

第4条 社会福祉法第106条の4第2項及び孤独・孤立対策推進法第17条第1項の規定に基づき、健康福祉部福祉総合支援センター（以下「センター」という。）を重層的支援対策調整機関及び孤独・孤立対策調整機関（以下「調整機関」という。）として指定する。

2 調整機関は次に掲げる事務を行う。

(1) 支援会議に関する事務の総括及び連絡調整に関すること。

(2) その他支援会議の運営及び構成員等が行う支援を円滑に推進するために必要な事項。

(支援会議の開催)

第5条 支援会議の開催及び支援会議の資料は非公開とする。

(意見の聴取等)

第6条 主催者は、第2条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らして

はならない。

2 前項に違反して秘密を漏らした者は、社会福祉法第28条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金若しくは孤独・孤立対策推進法第28条の規定により、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(庶務)

第8条 支援会議の庶務は、センターが処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。